

## 鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の特定空家等の除却を促進し、地域住民の安全及び生活環境の保全を図るため、特定空家等を除却する者に対して、当該除却工事に要する経費の一部を予算の範囲内で鈴鹿市特定空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (2) 所有者等 特定空家等の所有者又は相続人をいう。

(交付対象工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事（以下「交付対象工事」という。）は、市内の特定空家等（所有者等が法第22条第3項の規定に基づく措置命令を受けているものを除く。）の除却工事とする。

2 交付対象工事は、次のいずれにも該当する事業者が施工するものとする。

- (1) 解体工事に必要な建設業法（昭和24年法律第100号。）に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく三重県知事による解体工事業の登録を受けていること。
- (2) 市内に本店、支店又は営業所を有し、当該本店、支店又は営業所において、見積書、契約書及び領収書を発行できること。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助金の交付対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 第7条第1項の交付決定を受ける前に契約した除却工事
- (2) 当該年度の3月1日までに完成しない除却工事
- (3) 特定空家等の一部についてのみ行う除却工事

(4) 国、県、市その他の団体からの公的制度による補助又は扶助を受けて行う除却工事の部分

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める除却工事  
(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、所有者等であつて、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税等を滞納していない者

(2) 暴力団員（鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（鈴鹿市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者以外の者

(3) 当該交付対象者のほかに、所有権、相続権、抵当権その他の権利を有する者がある場合にあつては、その全ての権利者から交付対象工事に係る同意を得ている代表者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要する経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の10月31日までに鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付対象工事の契約前に市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 工事に要する経費の見積書の写し（交付対象工事の内容及び工事費の内訳が分かる書類をいう。）

(3) 誓約書（第2号様式）

(4) 工事を行う事業者が第3条第2項第1号の規定を満足することを証する書類

(5) 申請者が法人である場合にあつては、役職名、氏名、よみがな及び生年月日が記載された役員名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は掲示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、その理由を付して、鈴鹿市特定空家等除却費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第8条 交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る工事の内容、経費の配分その他事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は工事を中止しようとするときは、あらかじめ鈴鹿市特定空家等除却費補助金変更(中止)承認申請書(第5号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金の交付の目的を達成するために支障がないと認められる変更であって、交付対象工事に要する額についてその10パーセント以内で変更するものをいう。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を変更、又は中止を決定し、鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付変更(中止)承認通知書(第6号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月1日のうちいずれか早い日までに、鈴鹿市特定空家等除却費補助金実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

- (2) 工事に要した経費の支払額を証する領収書の写し
- (3) 施工前及び施工後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
(完了検査等)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった後、必要があると認める場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認めたときは、当該報告をした者に対し、不適切な部分を改善するよう勧告することができる。  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付確定通知書(第8号様式)により当該報告をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する補助金の額は、当該報告に基づく補助金の額が、交付決定額を超えるときにあつては交付決定額とし、交付決定額未満であるときにあつては当該報告に基づく補助金の額とする。  
(補助金の交付請求等)

第12条 前条の規定による額の確定を受けた者は、速やかに鈴鹿市特定空家等除却費補助金支払請求書(第9号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。  
(関係書類の整理等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象工事に係る関係書類を整理して、当該工事の完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長が必要と認める検査を実施する場合は、当該検査に立ち会わなければならない。  
(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付要件を満たさなくなったとき
- (3) この要領又は交付決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき
- (4) 第10条第2項の規定による勧告に従わないとき又は第13条第2項による立会いをしないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、鈴鹿市特定空家等除却費補助金交付決定取消し通知書（第10号様式）により当該取消しに係る交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、鈴鹿市特定空家等除却費補助金返還命令書（第11号様式）により、当該返還に係る補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。